

七ヶ宿町農林産物保管庫指定管理者募集要項

1. 施設の概要

施設の名称 七ヶ宿町農林産物保管庫（以下「雪室」という。）

施設の所在地 刈田郡七ヶ宿町字滝ノ上18番1

施設の概要 別添のとおり

2. 申込資格

- (1) 町内に住所を有する法人その他の団体であること。
- (2) 法人その他の団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - カ 国税及び地方税を滞納している者。

3. 申込期間及び受付時間

(1) 申込期間

令和6年1月10日（水）から同年1月31日（水）まで

(2) 受付時間

土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時00分まで

4. 申込書類

(1) 申込書（様式第1号）

(2) 申込資格を有していることを証する書類

申込資格		書類の内容
2(1)	法人	<ul style="list-style-type: none">・法人登記簿の謄本・団体の定款、寄附行為又はこれに相当する書類
	非法人	<ul style="list-style-type: none">・団体の規約
2(2)ア及びイ	法人	<ul style="list-style-type: none">・不要
	非法人	<ul style="list-style-type: none">・代表者の身分証明書
2(2)ウ及びエ		<ul style="list-style-type: none">・該当しない旨の申立書（様式第2号）
2(2) カ 力	国税 及び 地方税	<ul style="list-style-type: none">・納税義務がある場合 ・納税証明書（この要項の配布開始日以降に交付されたもの）・納税義務がない場合 ・その旨を記載した申立書（様式第2号）

(3) 管理業務の計画書（任意様式）

(4) 管理に係る収支計画書（任意様式）

(5) 団体の経営状況を説明する書類

- ・前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
- ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
- ・現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体）

(6) 法人その他の団体の活動内容等を記載した書類

- ・事業報告書
- ・役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

5. 選定基準

(1) 条例の設置目的を尊重し、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 公の施設の効用を最大限に發揮するものであること。

- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

6. 管理の基準

雪室を利用する者（以下「利用者」という。）の利便に供するため、次の管理基準を定める。

- (1) 業務について
 - ア 建物及び施設・設備の管理運営業務
 - イ 火気取締、鍵の保管及び電気・給排水の維持管理業務
 - ウ その他、町長が利用者の利便に供するため必要と認めた業務
- (2) 施設管理に伴う人員の確保について

従業員配置については、できるだけ町内からの採用に配慮してください。
- (3) 施設利用料金について
 - ア 施設利用料金制度の採用

雪室においては、地方自治法第244条の2第8項に定める施設利用料金制度を採用する。
 - イ 利用料金の額

利用料金の額は、指定管理者が定めて町長の承認を得て決定する。
- (4) 年度終了後に事業報告書の提出義務があります。
- (5) その他
 - (1)から(4)以外については、町長と指定管理者が協議して決定する。

7. 管理業務

- (1) 施設の修繕、設備の点検、清掃、案内、秩序維持管理、入場の制限等、衛生的環境の確保、火災・盗難などの事故、事件の予防措置等の維持及び管理を行うこと。
- (2) 上記業務に付随する業務を行うこと。
- (4) 施設の使用、管理上の瑕疵によって生じた損害賠償については、指定管理者の責任となる。

8. 指定期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、町長は取り消し又は停止を命ずることができる。この場合、指定管理者に損害が生じても賠償はしない。

9. 添付資料

- (1) 施設の概要（別紙1）
- (2) 機器台帳（別紙2）

10. その他

- (1) 申込みの撤回・申込書類の修正について

申込みの撤回・申込書類の修正はできない（軽微な修正を除く。）。

ただし、本町より書類の追加提出を求める場合がある。

- (2) 申込者からの聴き取り調査について

必要に応じて、申込者から提出書類の内容について聴き取り調査を行う。

詳細は後日ご連絡する。

- (3) 選定結果等の公表について

申込書類及び選定結果については、公表する場合がある。

11. 申込書類の提出先

七ヶ宿町役場 農林建設課

〒989-0592 割田郡七ヶ宿町字関126

電話 0224(37)2113

(別紙 1)

七ヶ宿町農林産物保管庫の概要

◇施設所在地 七ヶ宿町字滝ノ上地内

◇施設の内容 農林産物保管庫（雪室） 地上 2 階建て 362.70 m²

(別紙2)

七ヶ宿町農林産物保管庫の機器台帳

◇コマツ バッテリー式電動フォークリフト FB18RL(F)-15 一式

◇その他一般設備一式